

「10月から、皆さん一人ひとりに、マイナンバー(個人番号)が通知されます」

知っておきたい! マイナンバーのこと



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

平成27年10月以降、皆さん一人ひとりを対象として、マイナンバー(個人番号)が通知されます。マイナンバーは、住民票を有する全ての方が持つことになる12桁の番号で、平成28年1月からは、社会保障・税・災害対策の各分野で利用が始まります。今回は、このマイナンバーについてお知らせします。

●「マイナンバー」って、何?

「**マイナンバー**」とは、**国民1人に1つずつ割り振られる12桁の番号のこと**です。1度割り振られた番号は、原則として生涯変わることはありません。

●どうしてマイナンバーが必要なの?

マイナンバーを導入すると、次のようなメリットがあるといわれています。

- 1 **行政の効率化**(さまざまな情報を処理する時間や労力の短縮による、行政の無駄の削減)
- 2 **国民の利便性の向上**(添付書類の削減など、行政手続きの簡素化による国民の負担の軽減)
- 3 **公平・公正な社会の実現**(所得やサービス受給状況等を把握しやすくすることによる、不正行為の防止)

●マイナンバーは、どんなときに使うの?

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策に伴う行政手続きなどの際に、マイナンバーが必要になります。これにより▼年金や雇用保険・医療保険の手続き▼生活保護や児童手当などの福祉給付の手続き▼確定申告などの税の手続き——の際、申請書等にマイナンバーの記載を求められることになります。

また、税や社会保険の手続きを、個人に代わって事業主や証券会社・保険会社等が行うことがあるため、勤務先や証券会社・保険会社等に、マイナンバーの提出を求められる場合があります。

※次のような場面で、マイナンバーの記載が必要になります。

●年金の裁定請求	●児童手当の現況届	●確定申告書
●源泉徴収票や支払調書	●医療保険の給付申請	●生活保護の給付申請

●マイナンバー制度が実施されるまでの流れは?

平成27年10月～

- マイナンバーの通知を住民票の住所に送付

平成28年1月～

- 税の手続きや、医療保険など社会保障の手続きで、マイナンバーの利用を開始
- 申請者に、個人番号カードを交付

●民間事業者の皆さまへ

民間事業者は、平成28年1月以降、税や社会保険の手続きのために、それぞれの帳簿等の提出期限までに、パートやアルバイトを含む全従業員のマイナンバーを順次取得し、源泉徴収票や健康保険・厚生年金・雇用保険などの書類に番号を記載する必要があります。なお、県主催の事業者向け説明会が、7月29日(水)に、那珂市中央公民館(那珂市福田1819)で開催されます。詳しくは県ホームページ(<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/kikaku/joho/index.html>)をご覧ください。

●問い合わせ

コールセンター(全国共通ナビダイヤル ☎0570-20-0178)、総務課総務法制担当(☎282-1711 内線1313) ※参考…内閣官房ホームページ(社会保障・税番号制度 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>)